

アール・イー・ジャパン株式会社

住宅金融支援機構適合証明業務手数料一覧表 (令和3年1月1日改定)

新築住宅【一戸建て等】

※ 消費税込金額

条件	確認申請との併願			その他		
	設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明 の検査(円/ 戸)	設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明 の検査(円/ 戸)
通常	5,200	14,600	12,600	10,500	29,300	25,200
長期優良住宅技術審査併願	省略	14,600	12,600	省略	29,300	25,200
設計性能評価書併願	省略	10,400	6,300	省略	20,900	12,600
長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	省略	5,200	省略	省略	10,500
中間現場検査までに、設計検査の合格	8,400	14,600	12,600	16,900	29,300	25,200
竣工済特例			45,000			90,000

- 1 本表は基本額とし、REJが想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積りにより申請内容を勘案して減額又は増額することができます。(第4項及び共同建において同じ。)
- 2 前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とします。
- 3 設計性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級2以上かつ、劣化対策等級原則2以上かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3以上のものとなります。
- 4 金利Aプラン又はBプランの加算額は、次表による。この場合において複数の基準を選択する場合は、それらの合計額に0.8を乗じて得た額(算定した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額)とします。

条件(1基準ごと)	確認申請との併願			その他		
	基準に相当する他の業務に係る申請の併願であるもので、かつ、評価方法が同一のもの					
断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は、一次エネルギー消費量等級5	10,100	7,300	7,200	20,300	14,600	14,500
耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	9,400	7,300	7,200	18,900	14,600	14,500
免震建築物	16,400	16,400	7,200	32,800	32,800	14,500
高齢者等配慮対策等級	9,400	7,300	7,200	18,900	14,600	14,500
劣化対策等級、かつ、維持管理対策等級	9,400	7,300	7,200	18,900	14,600	14,500
竣工済特例	本表それら基準の合計(REJでされた建設住宅性能評価書により耐震性能が確保された場合は、加算しません。)					
基準を補充する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合は、加算しません。(いずれも、REJで技術的審査がされたものに限ります。)						
イ 低炭素住宅の認定通知書				金利Aプラン		
ロ 長期優良住宅の認定通知書				金利Aプラン		
ハ BELS評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票				金利Aプラン又は金利Bプラン		
ニ 次世代住宅ポイント対象証明書又は、次世代住宅ポイント対象証明書				金利Bプラン		
前項に関わらず、次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合の額は、次による額を加算します。						
イ 集約都市開発事業計画の認定通知書				5,000		
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画の認定通知書				5,000		

- 5 計画変更の場合 次の条件によります。

条件	設計検査申請手数料(円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
フラット35Sを新たに追加する場合(1基準ごと)	11,500
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合(1基準ごと)	11,500

- 6 現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、検査手数料(第10条の額を)第1項を含む。)の10分の1(算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額)(下限は5,000円とする。)を徴収することができる。(以下同様とし、2-4及び2-5においては現況確認を含みます。)
- 7 現場検査の結果において再検査の手数料は、検査手数料の5分の4とし、算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額(下限は5,000円とする。)とする。(以下同様とし、2-4及び2-5においては現況確認を含みます。)

## 新築住宅【共同建て】

戸数/棟	条件	確認申請との併願		その他	
		設計検査申請 (円/棟)	竣工現場検査・適合証明 の検査 (円/棟)	設計検査申請 (円/棟)	竣工現場検査・適合証明 の検査(円/ 棟)
1～20戸	通常	33,500	83,600	67,000	167,200
	長期優良住宅技術審査併願	20,900	83,600	41,900	167,200
	設計性能評価書併願	省略	58,500	省略	117,100
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	25,100	省略	50,300
21～50戸	通常	56,500	150,500	113,000	301,000
	長期優良住宅技術審査併願	35,500	150,500	71,000	301,000
	設計性能評価書併願	省略	105,600	省略	211,200
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	46,000	省略	92,000
51～100戸	通常	83,600	225,800	167,200	451,600
	長期優良住宅技術審査併願	54,300	225,800	108,700	451,600
	設計性能評価書併願	省略	158,800	省略	317,700
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	67,900	省略	135,800
101戸～200戸	通常	110,800	292,600	221,600	585,200
	長期優良住宅技術審査併願	69,000	292,600	138,100	585,200
	設計性能評価書併願	省略	204,800	省略	409,600
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	87,700	省略	175,500
201戸以上	通常	133,800	321,900	267,600	643,900
	長期優良住宅技術審査併願	83,600	321,900	167,200	643,900
	設計性能評価書併願	省略	225,800	省略	451,600
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	96,100	省略	192,200

- 同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅がある場合の戸数の算定方法は、棟ごととします。
- 設計性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級2以上かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則2以上のものとなります。
- フラット35登録マンションの場合は、本表の額に0.8を乗じて得た額(算定した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額)となります。
- 金利Aプラン又はBプランの加算額は、加算額次表による。この場合において複数のメニューを選択する場合は、それらの合計額に0.8を乗じて得た額(算定した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額)となります。

条件(1基準ごと)	確認申請との併願		その他	
	基準に相当する他の業務に係る申請の併願であるもので、かつ、評価方法が同一のもの			
断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は、一次エネルギー消費量等級5	50,900	50,900	101,800	101,800
耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	41,800	41,800	83,700	83,700
免震建築物	70,500	70,500	141,000	141,000
高齢者等配慮対策等級	41,800	41,800	83,700	83,700
劣化対策等級、かつ、維持管理対策等級	41,800	41,800	83,700	83,700
基準を補完する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合は、加算しません。(いずれも、REJで技術的審査がされたものに限りです。)				
イ 低炭素住宅の認定通知書	金利Aプラン			
ロ 長期優良住宅の認定通知書	金利Aプラン			
ハ BELS評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票	金利Aプラン又は金利Bプラン			
ニ 次世代住宅ポイント対象証明書又は、次世代住宅ポイント対象証明書	金利Bプラン			
前項に関わらず、次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合の額は、次による額を加算します。				
イ 集約都市開発事業計画の認定通知書	5,000			
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画の認定通知書	5,000			

- 計画変更の場合 次の条件によります。

計画変更	設計検査申請手数料(円/棟)M:戸数
フラット35Sを新たに追加する場合(1基準ごと)	M×3,700(上限74,000)
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合(1基準につき)	M×3,700(上限74,000)

## 中古住宅(一戸建て等及びマンション)

基礎額		
着工された日	条件	適合証明等手数料の額(円/戸)
昭和56年6月1日 (新耐震)以降	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、当該基準を確認できる設計図書がすべて揃っている場合	50,200
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級2以上のもの	36,600
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、既存住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので、「劣化事象等が認められない」と評価されたもの	36,600
	耐久性基準の確認を要しない住宅の場合	41,800
	上記以外の場合	62,700
昭和56年5月31日 (旧耐震)以前 (※主要構造部が木造軸組又は枠組壁工法である一戸建て等に限り、その他の構造は別途見積りとする。)	機構が定める耐震評価基準による場合	188,100
	公的機関の評定、評価等の資料による場合、又は耐震診断の結果報告書及び補強計画書による場合	62,700
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める認定を受けた改修工事に従った耐震改修工事等を行っている場合	104,500
	平成13年国土交通省告示第1347号第5・1「構造の安定性に関すること」の基準による場合(設計図書(※2)があるものに限る。)	209,000 【設計図書がないものは、引受不可】
	既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1以上のもの	36,600
	他機関から交付を受けたもの	103,900

加算額等	加算額 (円/戸)	加算額の特例	
		次のいずれかの疎明資料の証(当該住宅にかかる所定の基準が確保されたもので、設計内容説明書及び設計図書が現存されているものに限る。)が添付されており、かつ、当該基準に係る部分について新築時(既存住宅の建設住宅性能評価の場合は、評価時)から変更がないもの限り、下表の額となります。	
耐震性	75,200	37,600 【56,400】	イ フラット35(新築住宅)の適合証明書 ロ 新築時の建設住宅性能評価書
バリアフリー性	43,800	21,900 【32,800】	ハ 次世代住宅ポイント対象住宅証明書 ニ 既存住宅の建設住宅性能評価書
耐久性・可変性	43,800		
断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4 又は、建築物エネルギー消費性能基準	77,600	38,800 【58,200】	上段の疎明資料のほか、性能向上計画認定通知書(建築物省エネ法)

加算額-2	加算額(円/戸)
開口部断熱(省エネルギー)	3,100
外壁等断熱(省エネルギー)(※4)	1,100
段差解消(バリアフリー)	3,100
手すり設置(バリアフリー)	2,100

- 1 旧公庫マンション情報登録機関に登録しているマンションの場合は、表示価格から3,200円を減額とします。
- 2 「設計図書があるもの」とは、意匠図、構造図及び構造計算書及び設備図が全てそろっているものをいいます。
- 3 【 】の額は、疎明資料についてREJ以外の機関が交付したものの額とします。
- 4 外壁等断熱(省エネルギー)の適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合符通知又は適格認定通知書(融資種別に応じた書式年度のものに限る。)が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から更がないものに限ります。

## リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)を利用する場合

※(主要構造部が木造である一戸建て等に限る。その他の構造は別途見積り)

条件		適合証明等手数料の額(円/戸)
事前確認(物件売買時)	書類審査	16,500
	現況確認	2-1のいずれかの方法による額
リフォーム工事計画確認(工事着手前審査)		2-2のいずれかの方法による「加算した額」に、フラット35Sの耐震性を選択した場合を除き、計画建物が新耐震である場合は62,700を、旧耐震である場合は209,000のいずれかの合計額
適合証明(リフォーム工事後)現地調査		2-2のいずれかの方法による「加算の特例による額」に、フラット35Sの耐震性を選択した場合を除き、計画建物が新耐震である場合は50,200を、旧耐震である場合は62,700のいずれかの合計額

## 中古マンションらくらくフラット35登録用の申請をする場合

見積りとなります。

## 賃貸住宅及び、まちづくり融資(建設)

基礎額	戸数	設計検査申請(円/棟) ※1	竣工現場検査・適合証明の検査(円/棟)
一般	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700
確認申請、かつ、建設住宅性能評価併願	5戸未満	9,400	13,600
	6戸～10戸	12,600	23,000
	11戸～15戸	15,600	31,300
	16戸～20戸	18,800	37,600
	20戸超	20,900	41,800
建設住宅性能評価のみ併願	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700

加算額 (Mは戸数を示す。)	単独手数料		
	設計検査申請(円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査(円/戸)	
省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資	断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は、建築物エネルギー消費性能基準	M×5,000(上限100,000)	M×3,500(上限70,000)
	耐震改修工事又は耐震補強工事	【棟】209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合は、62,700)	【棟】209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合は、62,700)

計画変更

見積りとなります。

## リフォーム融資

(主要構造部が木造である一戸建て等に限る。※その他の構造は別途、見積り)

融資区分	手数料(円/戸)
耐震改修工事又は耐震補強工事	209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合は、62,700)
バリアフリー工事	30,600
増築工事及び改築工事(建築確認申請を伴うもの)	32,400に、建築確認手数料規程による額を加算した額(旧耐震である場合は耐震評価基準にも適合させる必要があるため、209,000算する。以下この表において同じとなります。)
増築工事及び改築工事(上記以外のもの)	23,000

## 賃貸住宅リフォーム融資

(主要構造部が木造である一戸建て等に限る。※その他の構造は別途、見積り)

融資区分	手数料(円/戸)	
住宅セーフティネット	41,800	
耐震改修工事を選択した場合	209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合は、62,700)	
耐震改修工事又は耐震補強工事	209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合は、62,700)	
省エネ住宅	断熱性等級4 58,500(旧耐震である場合は耐震評価基準にも適合させる必要があるため、209,000を加算する。以下この表において同じ。)	
	一次エネルギー消費量等級4以	78,000
サービス付き高齢者向け住宅(バリアフリー性)	58,500	